

教 生 学 第 7 6 0 号
令和元年（2019年）12月9日

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
（各市町村立学校長）

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 田 中 賢 一

SNSの利用に起因する児童生徒の犯罪被害防止に向けた取組について（通知）

このことについて、北海道警察本部生活安全部長から別添写しのとおり依頼がありましたので通知します。

先般、道内の高校生がSNSを通じて知り合った男性に連れ回される誘拐事件が発生したほか、道内の小学生がSNSの利用に起因する福祉犯被害に遭っている状況にあります。

つきましては、児童生徒に対し、SNSの利用に関する危険性等について指導するとともに、保護者に対しては、別添の啓発チラシを活用するなどして、児童生徒が利用するスマートフォン等へのフィルタリングの設定や、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくりなどの啓発活動をお願いします。

担 当：生徒指導・学校安全グループ

主幹 小 林 友 則

T E L：(011) 231-4111（内線 35-656）

F A X：(011) 272-1234

メール：kobayashi.tomonori@pref.hokkaido.lg.jp



道本少（非）第214号
令和元年12月5日

北海道教育庁
教育部長 平野 正明 殿

北海道警察本部生活安全部長
白 井 弘 光

SNSの利用に起因する子供の犯罪被害防止に向けた取組について
初冬の候、貴職におかれましては、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素から少年の非行防止対策を始めとする各種警察活動に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、SNSに起因する小学生被害の未成年者誘拐事件が大きく報道されたところでありますが、道内においても、高校生がSNSを通じて知り合った男に誘い出されて連れ回される事件を認知し、未成年者誘拐事件として検挙したところであります。

また、道内におけるSNSの利用に起因する児童買春や児童ポルノを始めとする子供の性被害が大幅に増加しており、本年10月末の被害少年は117人と、年別で過去最多を更新する、極めて憂慮すべき状況にあります。

これから迎える冬休みの時期は、子供達の気持ちが開放的になり、家出や無断外泊をきっかけに犯罪被害に遭うケースが多くなることも心配されます。

つきましては、貴所管の各学校に対し、SNSの利用に潜む危険性に関する児童生徒への指導のほか、子供が使用するスマートフォン等には必ずフィルタリングを設定すること、インターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、別添資料を活用の上、保護者の方々に注意喚起していただくなど、子供の犯罪被害防止に向けた取組に特段の御配慮をお願い申し上げます。

併せて、各市町村教育委員会に周知いただきますようお願い申し上げます。

北海道警察本部少年課
課長補佐 大川善照
電話 011-251-0110 内線3064

保護者の皆さまへ

SNS等のネット利用による 子供の犯罪被害防止のために

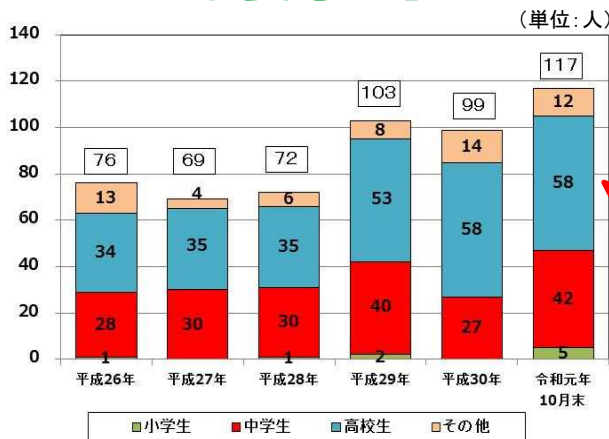


令和元年12月
北海道警察

全国的に、児童生徒にもインターネットの利用が広まっており、道内においてはスマートフォン等からSNSを利用して児童買春・児童ポルノなどの福祉犯被害に遭う少年が、本年10月末の時点で過去最多を更新しています。

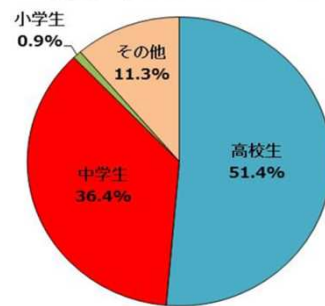
また、先般、道内の高校生がSNSを通じて知り合った男に連れ回される未成年者誘拐事件も発生しています。

SNSの利用に起因する福祉犯被害の状況



【被害に遭った少年の学職別の割合】

過去5年(平成26年～平成30年)



過去最多!

インターネット空間に潜む危険から子供達を守るための約束

- ① ネットで知り合った人を信用しない**
 - ・ 相手が「他人」になりすぎていると疑う
 - ・ 本当のことを言っているとは限らない
- ② 見知らぬ人とは簡単に会わない**
 - ・ 「会うだけならいいか」、「自分は大丈夫」は、キケン
- ③ 画像や動画は、安易に「撮らない」「送らない」「撮らせない」**
 - ・ 一度、流出すると回収は困難
 - ・ 流出したり、送信した画像や動画が悪用される

誘拐などの重大事件に巻き込まれる危険もあるよ。



家庭でのルールづくりを!

犯罪やトラブルから子供を守るために、日ごろから家庭でコミュニケーションをとり、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

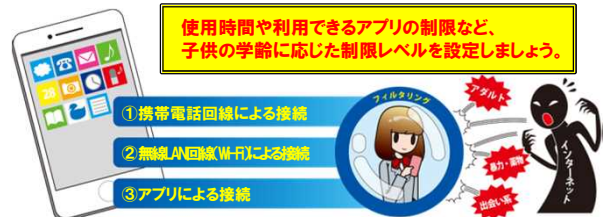
【ルールの例】

- 利用時間・利用料金を決める
- 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する
- 個人を特定される情報を書き込まない
- 知らない人とSNSやメール、写真のやり取りをしない
- 裸や下着姿の写真は撮らない、撮らせない
- 困ったことがあれば、すぐに保護者に相談する

フィルタリングを利用しましょう

子供が安全にインターネットを利用するには、スマートフォンの場合、①②③の3つのフィルタリングが必要となります。

使用時間や利用できるアプリの制限など、子供の年齢に応じた制限レベルを設定しましょう。



少年相談のご案内

少年サポートセンターでは「少年相談110番」を開設し、少年非行や犯罪被害に関する相談を受け付けています。

0120-677-110 AM8:45～PM5:30 (時間外と土日祝日は留守番電話)

○携帯、PHSの場合は、警察本部又は各方面本部の代表電話にかけて「少年サポートセンター」と指定してください。

お近くの警察署でも各種相談に応じています。

